

平成30年第6回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年6月29日（金） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所 防災棟会議室
3. 出席委員（12人）

農業委員	金田起代子	中山 一一	谷山 次則	佃 正人
	田代 洋一	齊藤 英次	境 良一	本田 孝徳
	山本 賢一	太田 桂子	佐美三 守	堀 城
4. 欠席委員 無し
5. 議事録署名者指名 田代 洋一 議長
議事録署名委員 金田 紀代子 山本 賢一
6. 議 事
 - (1) 議案 第22号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案 第23号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案 第24号 農用地利用集積計画の同意について
 - (4) 報告 第 5号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について
 - (5) その他

伊藤局長 皆さんこんにちは。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、只今から平成30年第6回の通常総会を開催いたします。

本日は、農業委員さん全員の出席ですので、本日の総会が成立したことをご報告いたします。

また、総会終了後に研修についてJAの中山さんから説明がありますのでお帰りになりませんようお願いいたします。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

開会にあたりまして、田代会長からご挨拶をお願いいたします。

- 田代会長 こんにちは。
委員の皆さんには、第6回の農業委員会総会に出席をいただきまして、ありがとうございます。私も今まで田植えをしておりましたが、抜けてきました。皆さんもこういう天気でもた大変ですけども、体に気を付けて頑張っていたきたい。私も法人を営んでおりまして、人集めに苦慮しております。今後農業がどうなっていくのか危惧しております。本日はスムーズな審議をお願いいたしたいと思っています。簡単ですけども挨拶に代えさせていただきます。
- 伊藤局長 ありがとうございました。
次に議長選出になっておりますが、宇土市農業委員会会議規則第5条の規定により、田代会長に議長をお願いいたします。
- 田代議長 それでは、平成30年第6回農業委員会総会を開会します。本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するという点でよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 それでは、金田委員さんと山本委員さんをお願いします。
それでは、只今より議案審議を行います。
まず、申請書の確認委員さんより申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになります。確認委員さんには説明をよろしくをお願いします。
それでは、今月の議案審議をお願いします。
議案第22号、「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議について」を議題といたします。
申請番号1番について、確認委員さんは本田委員さんですので、説明をお願いします。
- 本田委員 申請番号1番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積4,241㎡、耕作面積9,004㎡、申請面積4,241㎡、貸借形態は所有権（有償）です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は経営縮小、家族2名、権利の種類は売買です。以上です。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。申請地までの通作距離は約800mで、農業年数17年、農機具も所有し、主たる作物は、米・たばこ・とうもろこしになります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。次に、申請番号2番について、確認委員は中山委員さんですので、説明をお願いします。

中山委員 申請番号2番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記は田、現況田、登記面積318㎡です。耕作面積10,191㎡、申請面積318㎡、所有権は(有償)です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は規模縮小、家族2名、権利の種類は売買です。よろしく願いいたします。

田代議長 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について補足説明をいたします。申請地までの通作距離は約800mで、農業年数51年、農機具も所有し、主たる作物は米、じゃがいも・かぼちゃなどの野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。申請番号3番について、確認委員は谷山委員さんですので説明をお願い

いします。

谷山委員 申請番号3番について説明いたします。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田，現況田，登記面積1,309㎡，耕作面積は16,547㎡，申請面積は1,309㎡，貸借形態貸借権の設定です。譲受理由は規模拡大，譲渡理由は経営縮小，家族2名，権利の種類，設定。貸借期間は，平成30年7月1日から平成35年6月30日までの5年間です。以上です。よろしくお願ひします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 申請番号3番について補足説明をいたします。申請地までの通作距離は約500mで農業年数10年，農機具も所有し，主たる作物は大根・玉ねぎなどの野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので，3番については承認をいたします。次に申請番号4番について，確認委員は佐美三委員さんですので，説明をお願ひします。

佐美三委員 申請番号4番について説明いたします。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田7筆，現況田7筆，登記面積合計4,900㎡，耕作面積は392㎡，申請面積4,900㎡，貸借形態，使用貸借権の設定です。譲受理由規模拡大，譲渡理由経営縮小，家族2名，権利の種類，貸借期間の設定は，平成30年7月1日から平成35年6月30日までの5年間になっています。どうぞよろしくお願ひします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 申請番号4番について補足説明をいたします。申請地までの通作距離は約1キロで、農業年数35年、農機具はリースで確保し、主たる作物は米になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、4番については承認をいたします。次に申請番号5番について、確認委員は堀委員さんですので、説明をお願いします。

堀委員 はい、5番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積合計5,510㎡、耕作面積ゼロ、申請面積5,510㎡、貸借形態は、所有権(有償)、譲受理由農家創設、譲渡理由経営縮小、家族1名、権利の種類売買となっています。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号5番について補足説明をいたします。申請地までの通作距離は約23キロで、平成30年7月から新規就農される方です。農機具は農業用モノレール・防除ポンプを所有し、選果機や動力噴霧器は今後購入を予定されています。主たる作物はみかんになります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号5番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、5番については承認をいたします。次に議案第23号、「農地法第5条の規定による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する審議について」を議題といたします。

申請番号1番について、確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。

中山委員 申請番号1番について説明します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田，現況田，登記面積は1,593㎡，転用面積1,593㎡，権利の種類は所有権（有償）売買です。転用目的，有料老人ホーム建築です。1棟785㎡です。以上です。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番についてご説明します。地図は6ページになります。申請人は，熊本市で主に「有料老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅の設置，運営や介護保険法に基づく各種事業など」を営む法人で，申請地は，宇土駅や商業施設から約500mに位置し，住みやすい住環境にあることから有料老人ホームの建築を目的として，今回の転用申請となりました。申請地は，都市計画区域内の用途地域で第3種農地になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について委員さん方のご意見はありませんか。

委員 地図が分かりづらいがどこだろうか。

事務局 場所は，サコダの裏になります。サコダの裏の中橋になります。クロス21の奥をまっすぐ行ったところで，先に行けば富合に抜けるところです。岩古曾になりますが。

委員 前段ボール工場があった付近だろうか。

事務局 そうです。岩古曾町と書いてあるところの右側が分譲住宅で，上が中橋になります。

田代会長 よろしいですか。

- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。
申請番号2番について、確認委員は堀委員さんですので、説明をお願いします。
- 堀委員 申請番号2番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積は4,003㎡。転用面積同じく4,003㎡。権利の種類は所有権（有償）売買です。転用目的は貸建設用資材置場及び貸建設車両駐車場です。よろしくをお願いします。
- 田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 申請番号2番について説明します。地図は7ページになります。申請人は、上網田町に居住している個人で、現在、建設用資材置場及び建設車両駐車場を走潟町の土地を賃貸して利用していますが、経営する会社の事業円滑化及び規模拡大などを計画するにあたり、今回の申請地は国道57号線沿いに位置し、網田地区をはじめ、宇土市管内の工事現場への交通の利便性、建設資材及び建設車両の管理が同時に出来ることから「貸建設用資材置場及び貸建設車両駐車場」を目的として、今回の転用申請となりました。
申請地は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と思われませんが、申請人居住地と申請地は同集落と判断できるため、不許可の例外に該当し許可は可能です。
なお、本案件は3,000㎡以上の案件であるため、市総会で承認された場合は、来月行われる県の諮問会議に審議案件として提出します。以上です。
- 田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん方のご意見はありませんか。
いかがですか。この案件は県まで上げる案件ですが。
- 委員 東側の土地は何ですか。

事務局 三角の部分は、別の方が転用済みです。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認いたします。
以上で、議案第20号については2件承認を得ました。1番については許可書の交付を行います。2番については、熊本県農業会議の審議委員会に諮問いたします。
次に、議案第24号、「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 10ページをお開きください。番号47番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書のとおりです。地目田、面積1,204㎡で、平成30年6月30日から平成32年6月29日までの2年間の賃借権の再設定となり、借賃は1筆当たり15,000円となっております。番号48番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目4筆とも田、面積合計8,025㎡で、平成30年6月29日から平成40年6月28日までの10年間の賃借権の再設定となっており、借賃は10アール当たり米1俵分の現金となっております。番号49番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積974㎡で、平成30年7月1日から平成33年6月30日までの3年間の賃借権の設定となっており、借賃は10アール当たり10,000円となっております。番号50番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目2筆とも樹園地、面積合計5,151㎡で、内1筆は6,412㎡のうち1,300㎡となっております。平成30年6月29日から平成35年3月31日までの4年6ヶ月の賃借権の設定となっており、借賃は10アール当たり14,000円となっております。番号51番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目樹園地、面積は6,412㎡のうち5,112㎡で、平成30年6月29日から平成35年3月31日までの4年6ヶ月の使用賃借権の設定となっております。
11ページをお開きください。こちらが利用権設定等の状況の一覧表となっております。12ページをお開きください。今月の総計を読み上げますと、利用権の設定が20,466㎡となっております。右側が1月からの累計で、合計を読み上げますと利用権設定が151,965㎡行われております。以上です。

- 田代議長 事務局の説明は終わりました。委員さんのご意見はありませんか。
- 委員 使用貸借権と賃借権の違いは何でしょうか。
- 事務局 使用貸借権は無料の貸し借りで、賃借権は賃料を払っての貸し借りになります。
- 田代議長 それでは、よろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしとのことで議案第24号については決定をいたします。次に報告第5号農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約についてを議題とします。事務局より報告をお願いします。
- 事務局 14ページをお開きください。1番、貸人、借人、土地の所在議案書記載のとおりです。平成30年6月12日、借人変更による解約となります。以上です。
- 田代会長 以上で報告第5号につきまして事務局委の報告を終わります。以上で予定されておりました案件は、すべて承認されました。その他事務局から連絡事項などありましたらお願いします。
- 事務局 事務局から事務連絡を申し上げます。皆様にお配りしている緑色の市町村農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度についてをご覧いただきたいと思えます。公務災害補償制度の申し込みについて熊本県農業会議から申込み関係書類の送付がっております。つきましては、前年度同様に当該制度の加入手続きを行ってよろしいか伺いたいと思えます。昨年度は資料4番のA型の2口、2千円ですね。加入しておりました。この補償は、5番のA型のところになります。この保険は、被保険者である農業委員・農地利用最適化推進委員が公務従事中の事故で、死亡・入院・通院した場合等に保険金が支払われます。例えば総会出席の往復途中の事故や農地パトロール中に転倒してけがをした場合などが対象となります。前年度同様にA型に1人2口加入の手続きを行ってよろしいでしょ

うか。

田代会長 皆様いかがでしょうか。

全委員 異議なし。

事務局 それでは、農業委員・農地最適化推進委員、合計25名の加入手続きを行います。8月31日までに県農業会議へ保険料を支払う必要がありますので、保険料掛金1人当たり2千円は、委員積立金から支払いいたします。よろしくお願いいたします。以上です。

委員 始末書案件がありますが、法的にどういった制約があるのか。
宇土市の場合は、税金とかどうなっているのか。

事務局 税金は現況課税。すべてを税務課が把握しているかどうかはわからない。ただし、転用関連に関しては、総会資料を税務課に送付しているのですべて反映されている。ただ実際は、許可が出ても1年や2年はそのままといった事案も見受けられる。その場合は農地であっても転用許可が出ていれば若干高率の税率が課せられていると聞いたことがある。

田代議長 よろしいですかね。それでは事務局お願いします。

事務局 それでは、閉会を佐美三副会長にお願いします。

佐美三副会長 お疲れ様でした。平成30年第6回農業委員会総会を閉会します。

議 長 田代 洋一 印

議事録署名人 金田 起代子 印

議事録署名人 山本 賢一 印